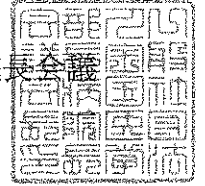
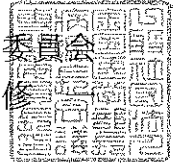


厚生労働大臣 加藤 勝信 殿

一般社団法人 全国医学部長病院長会議  
会長 新井



同上 大学病院の医療に関する委員会  
委員長 山本 修



### 大学病院で働く医師の働き方改革に関する声明

政府において「働き方改革」を重要事項に掲げ、医師の働き方に関しては、厚生労働省の「医師の働き方改革に関する検討会」（以下「検討会」という。）で、時間外労働規制の在り方や勤務環境改善策の検討が開始されている。

先日 9 月 21 日に開催された第 2 回医師の働き方検討会において教育や研究といった様々な業務を大学病院の医師は担っていると考えられるデータが示された。そこから大学病院は、高度医療の提供や地域医療機関への医師の供給等を担う中核的医療機関としての「診療」に加え、我が国の医療人材養成を担う医育機関としての「教育」と高度先進医療の開発と提供を担う「研究」の機能を有していることは明らかである。

また医師が教育や研究（自己研鑽を含む）を実施する際には患者の診療を行いながら行う必要があり、診療、教育、研究の 3 つの活動がそれぞれモザイク状に混在するといった働き方の特性を有している。これら研究や教育は多くの場合、使用者の指示のもとに業務としてのみ行うわけではなく、未来の医療の発展を願い、意欲的かつ強い使命感を持って取り組んでおり、現在世界的に評価されている日本の医療はこのような医師の献身的な倫理観によって支えられていることを忘れてはならない。

検討会においては、大学病院の医師が意欲と希望をもって働くことが可能となること、救急や重症疾患患者などへの対応及び地域医療への貢献に影響を及ぼすことのないよう、十分な議論をお願いしたい。

また、本会としても、大学病院で働く医師の健康管理とワーク・ライフ・バランスの実現に向けて取り組んでいくが、国においても、以下の点について配慮をお願いしたい。

最後に、一人でも多くの方が安心して大学病院において高度な医療を受けることができるよう、国民の皆さまのご理解とご支援をお願いしたい。

1. 大学病院で働く医師をはじめ診療をしながら教育、研究も行う医師という仕事の特性に十分配慮すること。
2. 大学病院の医師が意欲と希望をもって診療、教育、研究に打ち込むことができるよう配慮すること。
3. 医師の負担軽減のため医師事務作業補助者等の活用、他職種へのタスクシフティングなどを十分に行えるよう制度的、財政的支援をすること。